

議案第 123 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の制定について

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市民の生涯学習の推進、健康づくり、男女共同参画社会の形成及び少子化に関する対策の推進を図り、住民相互の積極的な交流を促進し、もってにぎわいと活力ある地域社会の形成に資するため、ハイトピア伊賀公共公益施設(以下「ハイトピア伊賀」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ハイトピア伊賀の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ハイトピア伊賀公共公益施設

位置 伊賀市上野丸之内 500 番地

(施設)

第 3 条 ハイトピア伊賀は、次に掲げる施設(以下「構成施設」という。)をもって構成する。

- (1) 伊賀市生涯学習センター
- (2) 伊賀市保健センター
- (3) 伊賀市子育て包括支援センター
- (4) 伊賀市男女共同参画センター
- (5) 駐車場

2 ハイトピア伊賀は、構成施設相互の連携を図ることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(事業)

第4条 ハイトピア伊賀は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公演、講演、展示、研修、講座、教室等の開催に関すること。
- (2) 第1条の目的を達成するための各種情報の収集、発信を行うこと。
- (3) 集会、展示、交流活動等のために施設を提供すること。
- (4) 各種団体、関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用時間等)

第5条 ハイトピア伊賀(駐車場を除く。次条において同じ。)の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、午後11時から午前7時までの間は、自動車を入出庫することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間等を変更することができる。

(休館日)

第6条 ハイトピア伊賀の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ハイトピア伊賀への入場を拒否し、又は当該施設から退場を命じることができる。

- (1) 施設、設備、展示品等を破損若しくは汚損した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理及び運営上支障があると認める者

(使用の許可)

第8条 別表第1に掲げる施設(以下「使用施設等」という。)を使用しようとする者は、

あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、同様とする。

2 市長は、使用施設等の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用施設等の使用を許可しない。

(1) 施設内の秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑となるおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他の集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) ハイトピア伊賀の施設又は設備(以下「施設等」という。)を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第10条 第8条第1項の規定による使用施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)は、別表第2に定める額とする。

3 駐車料金は、利用者が駐車場から自動車を出場させるとき、その利用者から徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、利用者以外の者から駐車料金を徴収することができる。この場合の駐車料金は、別表第3に定める額とし、その徴収方法は別に定める。

(駐車券)

第11条 駐車場を利用する者の利便性を図るため、市長が特に必要があると認めた場合は、駐車料金を次の駐車券により納入することができる。

(1) 前売駐車券

(2) 定期駐車券

2 前項の駐車券の額は、別表第4のとおりとする。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別設備の制限)

第14条 使用者は、使用施設等の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可に基づく権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた使用内容を変更し、又は使用目的以外に使用しないこと。

(使用の許可の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他事故により使用施設等を使用することができなくなったとき。
- (4) 工事その他ハイトピア伊賀の維持管理上やむを得ない理由により使用施設等を使用することができなくなったとき。

2 前項の規定により、使用者に損失が生じても、市長はその損失を補償しない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、使用施設等の使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第18条 使用者は、使用施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(車両制限)

第19条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）のうち、長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.1メートル以下のものとする。

（駐車場の管理）

第20条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理については、伊賀市駐車場条例（平成16年伊賀市条例第211号）の例による。

（委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第8条、第10条関係）

施設使用料

施設名		区分	使用料 (金額：円)		
			時間区分		
		午前	午後	夜間	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	
5階	多目的小研修室		600	800	800
	和室		300	400	400
	視聴覚室		300	400	400
	多目的大研修室1		900	1,200	1,200
	多目的大研修室2		600	800	800
	学習室1 (A)		300	400	400
	学習室1 (B)		300	400	400
	学習室2		700	900	900
4階	多目的室		900	1,200	1,200
	多目的室 (1/2 使用)		500	600	600
	プレイルーム		600	800	800
	ミーティングルーム		600	800	800
	託児室		300	400	400
	調理実習室		1,400	1,800	1,800
	健康ステーション		800	1,000	1,000

※ 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

備考

- 1 使用申請する場合の使用料は、時間の区分に応じ、次に定める額とする。
  - (1) 午前から午後まで(午前9時から午後5時まで)午前及び午後の使用料の合計額
  - (2) 午後から夜間まで(午後1時から午後10時まで)午後及び夜間の使用料の合計額
  - (3) 全日(午前9時から午後10時まで)午前、午後及び夜間の使用料の合計額
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料」という。)

を一人につき 1,050 円以上徴収する場合は、使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる 2 種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。

4 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。

別表第 2 (第 10 条関係)

区分	使用区分	単 位	金額 (円)
一般駐車料金	昼間時間 午前 7 時～午後 11 時	最初の 30 分以内	無料
		30 分を超える部分につき 30 分までごとに	100
	夜間時間 午後 11 時～午前 7 時	1 回	500
定期駐車料金		1 か月	10,000

別表第 3 (第 10 条関係)

区分	使用区分	単 位	金額 (円)
別納駐車料金	昼間時間 午前 7 時～午後 11 時	最初の 30 分以内	無料
		30 分を超える部分につき 30 分までごとに	70
		30 分を超える部分につき 1 時間までごとに	120

別表第 4 (第 11 条関係)

区分	使用区分	単 位	金額 (円)
前売駐車券 A	昼間時間 午前 7 時～午後 11 時	利用 30 分までごとに	70
前売駐車券 B	昼間時間 午前 7 時～午後 11 時	利用 1 時間までごとに	120
定期駐車券		1 か月	10,000

備考

前売駐車券の購入は、1回につき50枚以上とする。